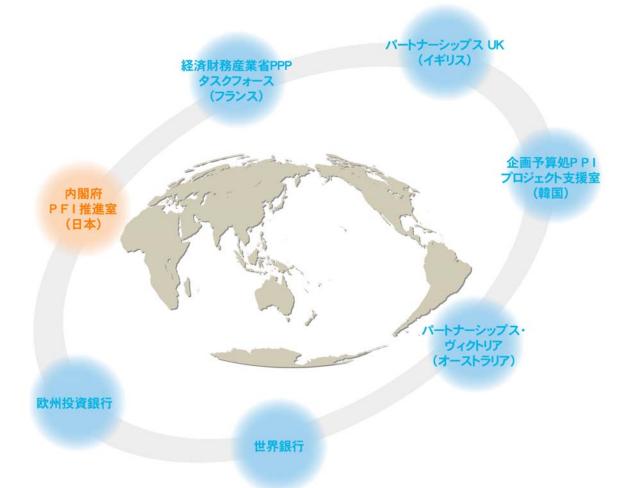
PFI アニュアルレポート





平成18年度

■■■ 内閣府

【補注】

本文中、以下の用語については下記の趣旨で使用しているのでご参照されたい。

1 公共施設等 ……… PFI 法第2条第1項に掲げられた施設(設備を含む。)を指す。

2 実施方針……… PFI 法第5条に基づき、公共施設等の管理者等が特定事業の選定及び民間事

業者の選定にあたって策定・公表が求められている特定事業の実施に関する

方針を指す。

PFI 法第2条第3項の公共施設等の管理者等と同義である。 3 事業実施主体……

国及び PFI 事業を実施した特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等を指す。

PFI 事業においては、東京都特別区も事業実施主体となり得るため、市町村に

東京都特別区を加えたものを市区町村と呼称している。

6 特定事業の選定・・・・・ PFI 法第6条に基づき、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切

であると認める特定事業を選定することを指す。

基本方針三の2に掲げる協定等と同義である。

8 いわゆる独立採算型・・・ 選定事業者が自ら調達した資金により施設の設計・建設・維持管理・運営を行

い、そのコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型

を指す。

9 混合型 ………… 選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金

収入等の受益者からの支払いの双方により回収される類型を指す。「VFM に関

するガイドライン」に示されている「いわゆるジョイント・ベンチャー型」と同義。

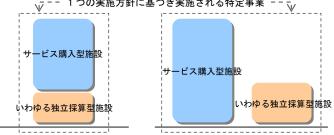
なお、一つの実施方針に基づき実施されている特定事業として、たとえば複数 棟の施設の整備が含まれている等から、サービス購入型でコストが回収される

施設といわゆる独立採算型でコストが回収される施設が含まれている場合があ

るが、特定事業全体としては、選定事業者側のコストはサービス購入料と利用

料金収入等により回収されることとなるため、このような事業も「混合型」に含め

 $\sqrt{}$ -- 1つの実施方針に基づき実施される特定事業 -- $\sqrt{}$ ることとする。



10 PPP/PFI ······ 我が国でいうPFI の手法を含めた官民連携のスキームを、国際的には PPPと呼

称するのが一般的である。なお、本アニュアルレポートでは、主に他国の制度と

併せて我が国の制度を論ずる第1章で PPP/PFI という呼称を用いている。

11 PFI 事業······ 本アニュアルレポートでは、法制度や事業の枠組み等広く PFI 全体を指す場合

に PFI という呼称を用い、事業の実態等現に実施されている事業の側面に重点

をおいて説明する場合は PFI 事業という呼称を用いている。

第1章 PPP/PFIにかかわる国際的な情報ネットワーク構築の動き
第 1 節 公共インフラ整備に対する PPP/PFI への国際的需要の高まり1
1 公共インフラ整備に対する PPP/PFI への国際的な需要の動向
2 公共インフラ整備に PPP/PFI が活用されている例(インドのケース)
第2節 国際的な情報のネットワーク構築の動き4
1 EU の取組4
2 世界銀行の取組(PPPI Days 2006)5
(1)概要5
(2)議論の内容5
(3) 今後の展望7
第3節 我が国の情報ネットワーク構築の試み8
1 日韓定期 PFI 推進交流会議8
(1)第1回日韓定期 PFI 推進交流会議の概要8
(2)韓国の PPP/PFI の概要9
(3)議論の概要12
(4) 今後の展望13
2 PPP Web Tokyo Conference 2007
(1)概要13
(2) 各テーマの議論の概要15
(3)成果と今後の展開21
第1章のまとめ23
第 2 章 我が国におけるPFIの現況
第 1 節 PFI 事業の実施状況24
1 実施方針公表済み事業全体の傾向24
(1) PFI 事業数と事業費累計24
(2) 事業実施主体(公共施設等の管理者等)別の事業数25
(3) 事業分野別の事業数
(4) 事業類型別の事業数
(5) 施設の所有形態別の事業数
(6) 事業範囲別の事業数
2 アンケート調査で回答のあった 172 事業を対象とした分析
(1)導入可能性調査40

(2)VFM 評価方法	.47
(3) 補助制度と初期投資費用の一括支払いの関係	.58
(4)PFI の推進体制	.60
第 2 節 PFI 手法の導入事例	. 63
事例1 杉並公会堂改築ならびに維持管理及び運営事業	.64
事例 2 尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備等事業	.67
事例 3 稲城市立中央図書館等整備運営事業	.70
事例 4 仮称浦安市千鳥学校給食センター整備運営事業	.73
事例 5 市川市ケアハウス整備等 PFI 事業、市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備 PI	∃事業
	.76
事例 6 神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業	.79
事例 7 札幌市山口斎場整備運営事業	.82
第 2 章のまとめ	. 86
第3章 我が国のPFIの課題と今後に向けて	
第3章 我が国のPFIの課題と今後に向けて	
第1節 導入可能性調査に関する課題	. 87
1 導入可能性調査の実務への定着と VFM 評価	.87
2 導入可能性調査における要求水準等の検討の必要性	.90
	~ 4
第2節 VFM 評価に関する課題	. 91
第 2 節 VFM 評価に関する課題 1 VFM 評価の時点	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	.91
1 VFM 評価の時点	91 93
1 VFM 評価の時点	91 93 93
1 VFM 評価の時点	91 93 93
1 VFM 評価の時点	91 93 93 94
 VFM 評価の時点	91 93 93 94 96
 VFM 評価の時点	91 93 93 94 96 98
1 VFM 評価の時点	91 93 93 94 96 98
1 VFM 評価の時点 2 PFI 事業の LCC の算出方法 (1) 設計、建設、維持管理、運営費用の算出方法 (2) PFI 事業者が確保すべき収益性 3 現在価値への割引率の設定方法 4 VFM の評価にあたっての公共施設等の管理者等の体制 第 3 節 入札に関する課題 1 PFI 事業の入札を中心とした事業者選定手続きをめぐる最近の動向	91 93 93 94 96 98 100
1 VFM 評価の時点	91 93 93 94 96 98 100
1 VFM 評価の時点	91 93 94 96 98 100 100
1 VFM 評価の時点 2 PFI 事業の LCC の算出方法 (1) 設計、建設、維持管理、運営費用の算出方法 (2) PFI 事業者が確保すべき収益性 3 現在価値への割引率の設定方法 4 VFM の評価にあたっての公共施設等の管理者等の体制 第 3 節 入札に関する課題 1 PFI 事業の入札を中心とした事業者選定手続きをめぐる最近の動向 2 入札プロセスにかかわる課題の整理とその対応策 -関係省庁連絡会議幹事会申合せに向けて (1) 欧州における競争的対話方式等の導入の状況	91 93 93 94 96 98 100 100
1 VFM 評価の時点	91 93 93 94 96 98 100 100 102 102 108 110
1 VFM 評価の時点	91 93 93 94 96 98 100 102 102 108 110
1 VFM 評価の時点	91 93 94 96 98 100 102 102 108 110 112
1 VFM評価の時点 2 PFI事業のLCCの算出方法 (1)設計、建設、維持管理、運営費用の算出方法 (2) PFI事業者が確保すべき収益性 3 現在価値への割引率の設定方法 4 VFMの評価にあたっての公共施設等の管理者等の体制 第 3 節 入札に関する課題 1 PFI事業の入札を中心とした事業者選定手続きをめぐる最近の動向 2 入札プロセスにかかわる課題の整理とその対応策ー関係省庁連絡会議幹事会申合せに向けてー (1)欧州における競争的対話方式等の導入の状況 (2)発注者・民間事業者の意向等に関するアンケート調査等の実施 (3)多段階選抜、対話方式実施にかかわるグッド・プラクティス(東京都の例) (4)関係省庁連絡会議幹事会申合せ 3 総合評価にかかわる課題とその対応策	91 93 93 94 96 98 100 102 102 108 110 112 127 127
1 VFM 評価の時点	91 93 93 94 96 98 100 102 102 108 110 112 127 127 131

第	4 貧	節	運'	営段	设階に入った PFI 事業の課題	148	
	1	運	営科	ひない といい といい といい といい といい といい といい といい といい と	に入った PFI 事業の課題	148	
	2	ア	ング	т —	ト調査の概要	150	
		(1)	事	業実	≷施主体(公共施設等の管理者等)による PFI 事業の評価	150	
		(2)	PF	事	業のモニタリングの実態	152	
		(3)	支	払メ	「カニズム等	154	
	3	英	国は	こお	けるモニタリングの事例	158	
		(1)	標	準サ	ナービスレベル仕様書	159	
		(2)	/۱	フォ	- -ーマンス・パラメータとキー・パフォーマンス・インディケータ	160	
		(3)	サ	— E	ごス購入料の減額システム	161	
	4 課題の整理						
		(1)	要	求水	、 は準書、モニタリング、支払メカニズムと連動する実効的なモニタリン?	ブ実施の	
			必	要性	E	163	
		(2)			ヽメカニズムの充実		
					6生時の対応		
第3章のまとめ							
<i>></i> 13 ·	_		01				
		コラ.	ム	1	民間事業者の収益性評価指標(その 1)PIRR	53	
		・ コラ.	4	2	民間事業者の収益性評価指標(その 2)EIRR		
		・ コラ.	L	3	事業の安全性評価指標(その 1)DSCR		
		・ コラ.	L	4	事業の安全性評価指標(その 2)LLCR	56	
		・ コラ.	L	5	英国における判断プロセス		
		ュラ.	ム	6	関係省庁連絡会議幹事会申合せに関するよくある誤解		
		-				-	
	1	参考	Ρ	۲FI 🖣	事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて	121	

第1章

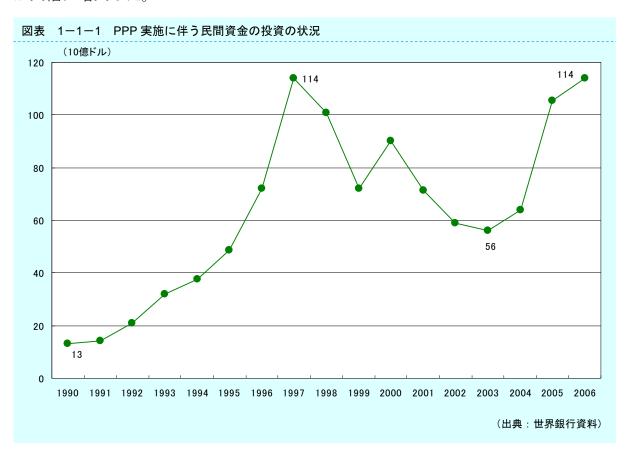
PPP/PFI にかかわる国際的な情報ネットワーク構築の動き

第1節 公共インフラ整備に対する PPP/PFI への国際的需要の高まり

1 公共インフラ整備に対する PPP/PFI への国際的な需要の動向

世界銀行によれば、開発途上国においてインフラの整備が必要な額は、各年の GDP の 7%に及び、ドルに換算すると 5,000 億ドル~6,000 億ドルに及ぶこととなる。この うち特に後発開発途上国 (LDC) にかかわる需要のうち、公共の資金により整備がな されているのは、平均で毎年わずか 3~4%にすぎない。

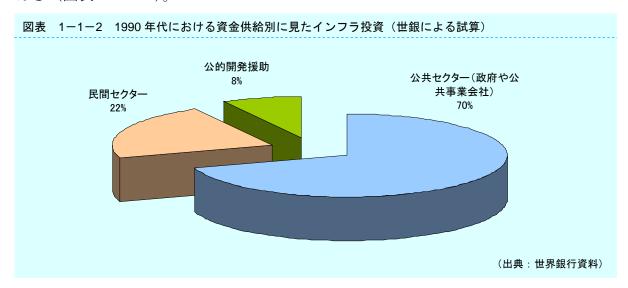
その一方で、平成 2 (1990)年以降、民間資金の開発途上国のインフラ整備への流入が大幅に増大した。 $^{\mathbf{1}}$



開発途上国におけるインフラ整備にかかわる民間セクターの投資額は、平成 2 (1990) 年の 130 億ドルからピーク時である平成 9 (1997) 年には 1,140 億ドルに増大し、その後南米及びアジアに端を発した通貨危機等により平成 9 (1997) 年以降減少に転じ、平成 15 (2003) 年には 560 億ドルまで落ち込んだが、その後上昇に転じ平

¹ Infrastructure: Lessons From The Last Two Decades of World Bank Engagement January 30, 2006

成 18 (2006)年にはピーク時の水準にまで回復した(図表 1-1-1)。なお、依然として公共セクターがインフラ整備にかかわる主要な資金供給の担い手であることには変わりはなく、90年代を通じ、開発途上国のインフラ整備にかかわる総投資額の22%が民間セクターによるものであるのに対し、70%は、公共セクターによるものである(図表 1-1-2)。



しかしながら、政府は、財政が逼迫すると長期的な投資であるインフラ整備にかかわる資金投入を削減する傾向にある。一方、開発途上国におけるインフラ整備にかかわる資金需要は依然として大きいことから、多くの開発途上国が、民間資金を活用する方法、ひいては、PPP/PFIの手法を選好していくと考えられ、世界銀行もそれぞれの国の状況に応じ、幅広い PPP/PFI のスキームを選択肢として提供していく方針に転じている。なお、この場合、開発途上国のニーズに応じて民間資金が現実に流入するか否かは不確実であり、これらがスムーズに行われるよう、過去の経験を参照するとともに、PPP/PFI の先進国も含めたノウハウを共有する国際的な情報交流のネットワークが必要であるとしている。

世界銀行は、平成 15 (2003) 年に「インフラ行動計画 (Infrastructure Action Plan)」を策定した。

これは、平成 2 (1990) 年から平成 14 (2002) 年に至るインフラビジネスを概観し、 今後 2~3 年の世界銀行グループが行うインフラビジネスを導く総合的なマネジメントの在り方を示したものである。

同行動計画では、1990年代に入って以降、世界銀行は建設に重点を置く従来の方針から、インフラによるサービス提供を購入するという考え方に重点を移していき、この目的を達成する投資であれば、官によるか民によるか問わないものとしている。

2 公共インフラ整備に PPP/PFI が活用されている例(インドのケース)

インドは、昨今の経済の発展が、物流インフラが不可欠な存在ではないサービス業の著しい進展によるものであることもあり、これまで政府によるインフラ投資の水準が低かった。平成15(2003)年から平成17(2005)年をとっても、インフラ関連投資は、GDP比で3.5%~4.6%であるにすぎず、インド経済の最大の懸案事項はインフラの未整備等とされてきた。そこでインド政府首脳は、第11次五カ年計画(平成19(2007)年4月~平成24(2012)年3月)中に必要とされているインフラ投資額が約5,000億ドルに上るとし、その相当部分を民間からの投資により呼び込むことによって賄う必要性を指摘している。

具体的な措置として、政府は、平成16(2004)年8月に首相を議長とし、所管の大臣等を構成員としたインフラ委員会(Committee on Infrastructure (CoI))を立ち上げ、

- ① 国際水準に見合ったサービスを提供するインフラの時宜にかなった整備を行う 政策の立案
- ② インフラ整備における PPP/PFI の役割を最大限に活用するスキームの整備
- ③ 主要なインフラ事業につき、設定した目標が実現するか否かのモニタリングを行うこととした。さらに、政府は、PPP事業ガイドライン、財政支援のガイドラインを策定しているほか、標準契約等を作成し、公表している。

PPP/PFIの事業の形態は、①利用者からの料金で事業費を回収する BOT-T 方式(需要リスクを民間が負担)、②施設の建設完了後当該施設を発注者にリースし、そのリース料(Annuity)で事業費を回収する、いわゆるサービス購入型とほぼ同様の事業費回収スキームの BOT-A 方式(需要リスクは公共が負担)等があり、それぞれにつき標準契約書がインフラ委員会の事務局より公表されている。

また、政府による助成として政府助成基金(Viability Gap Funding)があり、これは施設整備費に対する補助金として財務省より交付される。入札参加者が提示した最小の施設整備補助金額と同額が交付されるが、総事業費の20%までとされる。なお、これに加えて、地方政府または各省庁から20%の政府助成基金を上乗せすることが可能である。ガイドライン等には、民間事業者の事業遂行の可能性とのギャップの架け橋(bridge)がその趣旨として示されている。その他、外国民間企業参加促進策として、海外直接投資(FDI)の上限規制を緩和しており、建設不動産部門については100%の認可が認められているほか、税制上の優遇措置等がある。

平成 18 (2006) 年 10 月 5 日現在、インフラ委員会ホームページに掲載されている 中央政府の PPP 事業は道路、港湾、空港等 147 事業、州政府の PPP 事業は道路、港 湾、空港、鉄道、電力等 199 事業である。

第2節 国際的な情報のネットワーク構築の動き

このような PPP/PFI に対する国際的な需要の高まりを背景として、昨今、PPP/PFI にかかわるノウハウの共有等をはかる観点から、国際的な情報ネットワーク構築の動きが活発になりつつある。平成 17 (2005)年 11 月には、IMF の PPP セミナーが韓国のソウルで開催された。IMF のセミナーは、このほかブラジル等でも開催され、それぞれの地域の国々の情報ネットワーク構築に寄与している。

ここでは、特定の地域の情報交換ネットワークの構築の例として EU の取組を、グローバルな情報交換ネットワークの構築の試みとして世界銀行の取組 (PPPI Days 2006) を紹介する。

1 EU の取組

平成 16 (2004) 年 4 月に、EU 委員会は、PPP/PFI について現行の EU のルールが適切かどうか、さらに EU 委員会による規制の範囲を拡大、強化すべきか等につき加盟各国等の意見を把握するため、22 の質問等からなるグリーンペーパーを作成し、インターネットで公開した。その結果、195 の返答が寄せられ、さらなる EU 委員会による規制の範囲の拡大、強化には消極的であるものの、欧州における PPP/PFI の知見集約、情報交換のためのセンターの設置に対しては強い支持があることが明らかになった。

このような背景のもと、平成 17 (2005) 年に 18 ヶ国からなる PPP/PFI 行政担当者 の会合を開催し、今後 EU 域内においては欧州投資銀行 (EIB) のバレット課長が議長となり、情報交換のための会合を立ち上げることになった。

なお、EIB は、EU 加盟国がオーナーシップを保有し、各国の GDP に応じた拠出が行われている。平成 17 (2005) 年の融資実績は 500 億ユーロ (契約ベース) であり、このうち 90%は EU 域内向けのものである。EIB は公共サービスの改善に資するという理由から、PPP/PFI を支援している。平成 17 (2005) 年は融資総額の 8%が PPP/PFI 関連であり、融資を通じて EU 加盟国等の PPP/PFI の実務にかかわっている。

2 世界銀行の取組 (PPPI Days 2006)

(1) 概要

世界銀行は、World Bank Institute により、世界銀行グループ及び傘下の団体の協力のもと、平成 18 (2006) 年に PPPI Days (Public Private Partnership in Infrastructure (インフラ整備における官民連携))を開催した。PPPI Days 2006 は、平成 18 (2006) 年 6 月 8 日から 9 日までワシントンにおいて開催され、23 ヶ国から 40 人が参加した。本会合には、イギリスの Partnerships UK (PUK)、オーストラリアの Partnerships Victoria 等 PPP/PFI 先進国をはじめとして、開発途上国等からも多くが参加した。

世界銀行はその開催の目的を、

- ① PPP/PFI 事業の実施にかかわる課題に対応するため、政府の PPP/PFI 推進部門 (PPP/PFI ユニット) ²が、情報と経験を共有するためのフォーラムを提供すること
- ② 国際的な政府の PPP/PFI 推進部門 (PPP/PFI ユニット) の情報交換のネットワークを構築すること

としており、PPPI Days 2006 は、PPP/PFI 先進国と開発途上国とのネットワークを構築し、ノウハウ交換のインフラをグローバルに構築していこうという初めての本格的な試みといえる。

(2) 議論の内容

会議では、制度的な課題、実施上の課題、ファイナンスにおける課題という大きな 三つの課題ごとに、サブテーマが設けられ、参加国のプレゼンテーションの後、活発 な議論がなされた。

以下、具体的な議論の内容について触れることとする。

ア制度的な課題

(ア) PPP/PFIのメリット

(プレゼンテーション:南アフリカ) PPP/PFI を行うメリットとしては、大別すると①増大するインフラ整備への需要に税収が追いつかないためにその差を埋めること (特に開発途上国)、②効率的に事業を実施することにある。まずは国家、自治体レベルでのインフラ整備計画を作成し、これに基づいてその事業の必要性を判断し、次に PPP/PFI により実施するか否かを判断することになる。

(討論) 民間提案型について議論がなされ、透明性の高い競争の実施という観点 からは望ましくないという意見等が出された。

² PFI アニュアルレポート(平成 17 年度) p.111 参照

(イ) PPP/PFI 推進部門 (PPP/PFI ユニット) の構造

(プレゼンテーション:インドネシア)PPP/PFI 推進部門(PPP/PFI ユニット)は、政府機関とする場合と官民の共同出資によるパートナーシップにする場合がある。公的機関との関係等を考慮して政府機関とする場合が多いが、官民の信頼関係の強化、民間ノウハウの活用等の点ではパートナーシップとする方法にもメリットがある。また、ガイドライン作成等のみを行い各事業に関与しない PPP/PFI 推進部門と、プロジェクトの承認権を有する PPP/PFI 推進部門があるが、前者の場合、実際のプロジェクトに接することなくこれらに適合した制度の枠組みが構築できるのかという問題点が指摘された。

(討論) PPP/PFI 推進部門の運営を国の予算による組織形態と主にアドバイスに対するフィーにより運営される組織形態のメリット、デメリット、事業官庁と PPP/PFI 推進部門の利益相反等が議論された。

(ウ) 分権化と中央の役割(中央政府と地方政府の役割分担)

(プレゼンテーション:ブラジル) PPP/PFI を州や自治体によって行わせようとする場合の課題について、連邦政府が統一的なプロセスを示す必要性、モデル事業の有用性、自治体職員のトレーニングの必要性、適切な事業規模のプロジェクトの選択等の観点からプレゼンテーションがなされた。

(討論) 取引に要するコストを減少させるための試み等が議論された。

イ 実施上の課題

(7) プロジェクトの選択及び優先順位の決定

(プレゼンテーション:英国 Partnerships UK) PPP/PFI で行うか否かを検討する場合、まずは財政的、社会的、環境的にその事業が実現可能かを検討する。そして誰がサービスの対価を支払うのか(利用者、公共、双方)を決定する。次に PPP/PFI にふさわしい事業かを検討するが、まず契約によりあらかじめ条件を決定することができる事業かを判断する。たとえば民間事業者が建物のライフサイクルを通じた維持管理に要するコストの計算を行えるものである必要がある。その他、事業規模、グルーピング、公共側の職員に必要な能力、発注者の支払能力、オフバランス化の可否等についてプレゼンテーションがなされ、さらに入札書類や契約書類の標準化の重要性が指摘された。

(討論)多数の需要が見込める分野で時間、費用をかけ専門的なチームを組成して標準化等を行う PUK の「投資マネジメント計画」の他、会計上の取扱、投資に対する収益の水準等が議論された。

(イ) プロジェクトの自然・社会環境への影響

(プレゼンテーション:ペルー)PPP/PFI プログラムを実施していく上で、社会環境問題は重要であり、ペルーでは、鉱業の案件で調査、発掘をする権利の見返りとして収入に応じて社会信託ファンドへの寄付を義務づけるという試みを行っている。

(討論)環境の専門家の活用とこれによる環境評価の遅延リスクの軽減、初期段階で市民社会に関与させファイナンス実行段階以降の変更をなくす試み等市民社会の参画と投資家の利益保護のバランスの取り方等が議論された。

ウ ファイナンスにおける課題

(7) 財政上のリスクの管理

(プレゼンテーション:韓国 PIMAC) PPP/PFI 事業を適切に活用するためには PPP/PFI が財務に与える影響を適切に開示していくことが重要であり、PPP/PFI で整備された資産が会計上政府の資産になるかについて英国、オーストラリア、 EU、IMF の取組が紹介された。さらに PPP/PFI 事業で政府が保証する場合の適切な評価の必要性が指摘された。

(討論)会計上の扱いに関する各国の様々なアプローチ、無理なオフバランス化がスキームに与える悪影響、財政管理リスクのほか、保証については本来のPPP/PFIの趣旨に反するのではないかという指摘がなされた。

(イ) PPP/PFI 事業の資金調達

(プレゼンテーション:オーストラリア Partnerships Victoria) 民間からの資金 調達を可能にするためには、民間にリスクを移転することによる発注者側のメリットを確保しつつ、民間側が負うリスクをできるだけ少なくする必要がある。この両者の適切なバランスを実現するための留意点として、制度変更リスク、金融市場の状況 (ローン、ボンド)、競争性の確保と実施件数の関係、プロジェクトの実現可能性に対する投資家の認識の重要性、契約書案等の契約条件とこれが提示されるタイミング、入札手続、公共側担当者の能力(適切なコンサルタントの雇用等)等が指摘された。

(討論) ボンド及びローンそれぞれのメリット、デメリット、保証、割引率等が 議論された。

(3) 今後の展望

会議の締めくくりとしてラップアップセッション (Wrap-up) が行われた。ここでは、情報交換ネットワーク構築の必要性、PPPI Days を今後とも継続的に開催すべきことについては、異論のないところであったものの、政府関係者のみならず、民間等

より広範なプレーヤーの参加の必要性、また開発途上国と PPP/PFI 先進国では情報のニーズ等も異なること等が指摘され、これらへの対応は次回以降の課題とされた。

第3節 我が国の情報ネットワーク構築の試み

PPP/PFIは、諸外国でもこのように広く活用されているものであり、これらの国々とノウハウの共有をはかることは、我が国の PPP/PFI の発展をはかる観点から極めて重要である。ノウハウ共有の必要性は PPP/PFI を実施している各国共通の認識であり、第2節に示したとおり、国際的な情報のネットワーク構築の動きがみられるところである。しかしながら、PPPI Days のラップアップセッションでも指摘されたとおり、すべての国のニーズが一致するわけではない。したがって、我が国として必要な情報、ノウハウを入手し、あわせて、我が国から情報発信を行い、国際的な貢献をはかることを可能とする情報ネッワークを独自に構築していくことが必要不可欠である。

このような観点から内閣府 PFI 推進室は、平成 18 (2006) 年度に、二ヶ国間の情報交換の取り組みとして日韓定期 PFI 推進交流会議を、また、おおむね同様の課題を有すると考えられる PPP/PFI 先進国を中心としてインターネットを活用した情報交換を行う PPP Web Tokyo Conference 2007 をそれぞれ開催した。

以下、これらにつき紹介する。

1 日韓定期PFI推進交流会議

(1) 第1回日韓定期PFI推進交流会議の概要

日韓定期 PFI 推進交流会議は、両国の PFI 制度の発展のための協力の重要性にかんがみ、PFI 分野における情報と経験の共有をはかるため、原則として年一回の頻度で開催することとしたものである。会議は日本と韓国において交互に開催することとされた。

第1回日韓定期 PFI 推進交流会議は、平成 18 (2006) 年7月 24日、25日に東京の 三田共用会議所国際会議室にて開催された。日本側は、内閣府 PFI 推進室の他、国土 交通省、法務省、文部科学省、防衛庁から担当者 17 名が出席し、韓国側からは企画 予算処民間投資企画室民資事業管理チーム、同室民資事業支援チーム、建設交通部、 教育人的資源部、国防部、海洋水産部、韓国開発研究院から、計11 名が来日した。